

○ 市町村サービス一覧【阿南市】

【注意事項】 ○この表は、令和8年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。 ○サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。 （詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認ください。 ○なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要場合もあります。							
令和8年4月1日現在 （随時更新中）							

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請できる。（ただし別居の場合は委任状が必要）	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、代理人が届出をされる場合、次のものが必要 同一世帯の場合：運転免許証等本人確認ができるもの 別世帯の場合：委任状、運転免許証等の本人確認ができるもの	○		保健センター	0884-22-1590	
2	市営住宅入居申し込み	パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申し込みを可能とする。ただし、他の要件あり。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、阿南市内におむね3か月以上住民票又は勤務先を有している者に限る。	○		住宅課	0884-22-3431	
3	り災（火災）証明書の交付	パートナーシップ関係にある同居親族相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、り災証明書を交付する。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		消防課	0884-22-3847	
4	救急搬送証明書の交付	パートナーシップ関係にある同居親族相当の扱いとし、申請に伴う委任状の提出を不要として、救急搬送証明書を交付する。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、運転免許証等本人確認ができるもの	○		消防課	0884-22-3847	
5	保育所等入所申込書（兼子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届）	パートナーの子どもが保育所等に入所する際は、その子どもを養育している者として現に監護している状況であれば申請できる。	パートナーシップ宣誓受領証の提示のほか、子どもを監護している状況がわかるものが必要	○		こども保育課	0884-22-1593	
6	保育所等の送迎	パートナーシップ宣誓受領証にある子の送迎に関し、保護者と同様に送迎が可能となる。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、事前に保護者から保育所へ連絡が必要	○		こども保育課	0884-22-1593	
7	阿南市奨学資金貸付	パートナーシップ宣誓受領証にある子の主たる生計維持者として、その子が奨学資金貸付の申請をすることができる。ただし、他の要件あり。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、世帯全員の住民票及び所得証明等が必要	○		教育総務課	0884-22-3299	
8	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給	犯罪被害者の死亡時において、パートナーシップ宣誓受領証にあるパートナーまたは子を親族相当の扱いとし、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給申請を可能とする。ただし、他の要件あり。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、犯罪被害者が犯罪行為日に阿南市に居住している者に限る	○		人権・男女共同参画課	0884-22-3094	
9	阿南市結婚新生活支援事業補助金の交付	パートナーシップを届出した二人の新生活の経済的負担を軽減するため、住宅取得費、住宅賃借費、住宅リフォーム費及び引越費用の一部（最大60万円）を補助する制度。ただし、他の要件あり。	パートナーシップ宣誓受領証の提示のほか、世帯全員の住民票、所得証明、納税証明書等が必要	○		観光交流課	0884-22-7404	
10	災害時の安否情報の提供について	避難所運営マニュアルや防災計画などに記載していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供できる。	同居が確認できるものの提示のほか、パートナーシップ宣誓受領証の提示により手続きが簡素化できる	○		危機管理課	0884-22-9191	